

ミャンマー国家僧統委員会編 『比丘尼についての裁定資料』 (*Bhikkhunīwinissaya Sardan*) 翻訳と注解 (前篇)

サッチャーナンディー (THITSARNANDI)

はじめに

1. 本書成立の経緯

本稿は、2003 年にスリランカで比丘尼となったミャンマーのティーラシン¹、ドー・ティッサヴァーディー (Daw² Thitsawardi³) から国家僧統委員会⁴へ提出された意見書に依り、ヤンゴンにあるヴィザヤミンガラー・ダンマダビン (Vizayamingalar-Dhammathabin)⁵で行われた、現代の上座部において比丘尼が存在し得るかどうかの議論の経緯とその結果を記録した書物『比丘尼についての裁定資料』(*Bhikkhunīwinissaya Sardan*)⁶を日本語に訳し、筆者による注記を付したもの

¹ Thilashin. ティーラとはパーリ語 *Sīla* がビルマ語に転訛した音で戒、シンは持つ者の意で、ミャンマーにおける尼僧の称。ただし、ティーラシンは仏教における正規の女性出家者、すなわち比丘尼でも式叉摩那や沙弥尼でもないため、具足戒や六法戒・十戒ではなく、ただ八斎戒のみ受持するのみの、比丘僧伽に従属する非正規の女性出家者である。ティーラシンとは、支那・日本における南山律宗で形同沙弥尼と言われた立場に大同であるが、その衣服に関しては、僧祇支や裙などは同様であるけれども、比丘・比丘尼と同じ形態の衣いわゆる袈裟衣を着することはなく、代わりに壊色の条帛を着する点で異なる。

² ミャンマーでは成人女性の名の前に“Daw”を冠して呼称する習慣があるが、それは英語でいう“Ms.”に該当する。この習慣はティーラシン (尼僧) に対しても同様に用いられ、その名の前に“Daw”を付して呼称する。

³ 彼女の僧名は本来、パーリ語で *Saccavādī* であるけれども、ビルマ語ではパーリ語の *s* が転訛して *th*、*c* が *s* として綴られるため、ビルマ語の表記・発音をローマ字にしたならば *Thitsawardi* となる。

⁴ ビルマ語の正式名称は *Naingandaw Thanga Mahar Naryaka Aphawe*、英語での正式名称は *The State Sangghamahānāyaka Committee (SSMC)*。これを今仮に「国家僧統委員会」と日本語訳し、本稿において用いる。

⁵ *Vizayamāṅgalā-Dhammathabin* とは、国家によって執行される種々の仏教関係の会議や儀式などを行うための宗教文科省が設置した施設。

⁶ *Bhikkhunīwinissaya* とは、パーリ語がビルマ語に転訛した綴りによる書題であり、パーリ語で正しくは *Bhikkhunīvinicchaya* で、その意は「比丘尼についての裁定」。*Sardan* はパーリ語ではなくビルマ語で「資料」の意。

である。

国家僧統委員会（以下、僧統）とは、1980年5月に創立された、四十七人のミャンマー国籍を有する比丘によって構成⁷される、ミャンマーの全ての比丘僧伽を統括するための国家機関であり、宗教文化省の下部組織である。僧統の成員は、六年に一度⁸、三月に大会議を行ってその成員が変えられる。大会議において新たな成員が選定されたならば、成員四十七人のうちまず委員長と副委員長の役員二人を選出し、残りの四十五人を各十五人ずつからなる第一から第三の小委員会に編成する。小委員会内ではそれぞれ小委員長および副小委員長が任命され、また各五人からなる裁定会・宣教会・教育会が組織される。そして第一から第三小委員会は、一年のうち四ヶ月ずつの輪番制で僧統を運営する。当番の小委員会は毎週水曜日（もし水曜日が聖日などに当たる場合は火曜日または木曜日）に定例会議を行うが、小委員会が当番を交代する時の四ヶ月毎、すなわち年度内に三回、僧統の成員四十七人全員での会議が行われる。その際、もし特に議論すべき議題がある場合は、特別会議が開かれる。僧統は、おおよそ以上のような仕組みによって運営され、ミャンマー国における全僧伽を統制するものである。

Daw Thitsawardi によって提出された意見書の内容は、ミャンマーにおいてティーラシンまたはサヤーレー⁹と言われる女性出家者の存在・立場に関する疑義と、ミャンマー以外の国において一部認められている上座部の比丘尼の正統性に関する疑義への回答を求めるものであった。

1965年5月14日生まれの Daw Thitsawardi は、21歳となる1986年11月9日にティーラシンとして出家し、Mon 州の Bilin 市にある Taungzun Dhammaduta（タウンゾン・ダンマドゥータ）寺院で7年間修学し、Dhammācariya（法師）号¹⁰を取得後、スリランカに留学してキャラニヤ（Kelaniya）大学の修士課程に進んだが、彼女が「比丘尼」となったのはその修学中の2003年2月28日、38歳のことであった。ところが、彼女が比丘尼となろうとする際には問題が発生して

⁷ 1980年創立当初は三十三人の比丘によって構成されていたが、後に四十七人に増員された。

⁸ 創立当初は五年を一期としてその成員が更新されていたが、後に六年一期となって現在に至る。

⁹ Sayalay. ティーラシンはまたセヤーレーとも呼ばれるが、セヤーは「先生」、レーは「小さい」の意である。その一般的呼称からして、ティーラシンは男性の出家者である比丘より一段低いものとして見なされているということが出来よう。実際、ティーラシンは仏典に何か根拠のある存在ではない。その故に Daw Thitsawardi はティーラシンという存在そのものについて、僧統の公式見解を求めたのであろう。

¹⁰ Dhammācariya（法師）とは、三蔵の典籍および註釈書類を修学して残り無く理解していることを、極めて難関な試験を通過することによって認定された者に与えられる、僧侶の国家資格・称号。これには大きくは三段階あって、Daw Thitsawardi が取得したのは、律蔵の波羅夷（Pāṭijika）の本文（Paṭi）と註釈（Aṭṭhakathā）、経蔵・長部経典（Dīgha-Nikāya）の戒蘊品（Sīlakkhandhavagga）の本文と註釈、論蔵の法集論（Dhammasaṅgani）の本文と註釈に通じた者に与えられる称号で、Dhammācariya としては最も基本的な位。ミャンマーでは、Dhammācariya を取得している僧尼は、大学の学士号を取得した者と同等に扱われる。

いた。当時、スリランカで 2002 年 3 月 3 日に行われる予定であった比丘尼の受具足戒式において、彼女が比丘尼となろうとしているという情報を事前に知ったスリランカ在留のミャンマー僧らが、これに強く反対していたのである。また、同様の情報を得た在スリランカ・ミャンマー大使館も、ティーラシンが比丘尼となることは「大乘の修行であって上座部の者には不要である」として、これを禁ずる通達を出していた。さらに、その情報をスリランカ在留のミャンマー僧らからの報告によって知った僧統も、「比丘尼となることは上座部の経律に照らして非法となるから中止せよ」とミャンマー大使館を通して通達したのである。しかし結局、予定していた 2002 年 3 月 3 日の受具足戒式においてではなく、その翌年のことであつたけれども、彼女はそれらの反対を押し切って比丘尼となった。そのため、僧統は「もし彼女が帰国したならば国禁を犯した咎で逮捕せよ」との指示を、ミャンマー入国管理局に通達したのであった。

それを知った彼女は、2003 年 5 月 7 日、ミャンマーにおけるティーラシンという存在そのものへの疑義への回答と、ミャンマー国外では一定の支持を得ている（復興された）「上座部の比丘尼」の正統性に対する僧統としての公式見解をもとめる意見書を、ミャンマー宗教文化省に提出したのであった。そこでミャンマー宗教文化省は、Daw Thitsawardi の意見書を僧統へと回送した。これを受けて、2003 年 5 月 21 日、僧統は、Daw Thitsawardi からの疑義に答えるべく、現代の上座部における比丘尼僧伽の存在の可否を議論するための会議を開いた。その会議の内容は、ただちに僧統の成員でもある Bhaddanta Kumāra（尊者クマール）¹¹、Bhaddanta Vicāra（尊者ヴィチャーラ）¹²、Bhaddanta Sumaṅgalāṇikāra（尊者スマンガラーカンカーラ）¹³などによってまとめられ、その後三年を経た 2006 年、*Bhikkhunīwinissaya Sardan* という書物として上梓されたのである。

2. 若干の考察

私は博士過程における研究テーマ「ミャンマーにおける尼僧の歴史と役割」に取り組む中で、*Bhikkhunīwinissaya Sardan* を出来るだけ原典に忠実にビルマ語から日本語に翻訳することとなり、

¹¹ ミャンマーの学僧の中でも特に学徳が高いと文化省から認められた高僧に与えられる、*Abhidhaja-aggamahāraṇḍhagunī*「勝幢最高大国師」の称号保持者。

¹² ミャンマーの学僧の中でも特に智慧があると政府から認められた高僧に与えられる、*Aggamahāpandita*「最高大博士」の称号保持者。

¹³ パーリ三蔵すべてを余すことなく完全に暗誦していることを僧統による国家試験によって証明した比丘に与えられる、*Tipitakadhara-dhammabhaṇḍagārika*「持三蔵法宝蔵相」の称号保持者。この称号を持つ僧は、国内の移動に限れば飛行機を含めすべての交通費が無料となるなどの特別待遇を受ける。当時、ミャンマー全国でこの称号を得た比丘は 12 人のみであった。

その作業を進めてきたが、むしろそれによって現代ミャンマーの上座部における比丘尼僧伽復活に対する公式見解をより深く、正確に知ることとなった。私自身、この問題を惹起した Daw Thitsawardi が比丘尼となる以前まさにそうであったように、今もミャンマーのティーラシンであって、この問題について多少は知っていたつもりであったけれども、むしろ母国語であるビルマ語から（私にとって外国語である）日本語に翻訳することによって、改めてこれを非常に詳しく知ることとなった。

ミャンマーの僧統に属する長老比丘らが *Bhikkhunīwinissaya Sardan* の中で公式にそう結論付け、現実として Daw Thitsawardi に還俗を強いたように、ミャンマーにおいて比丘尼僧伽の復活は完全に否定されている。そしてその否定の根拠となる核心部分は、釈尊が女性の出家条件として課した八重法¹⁴の中でも、特に第六重法であった。彼らは第六重法を最重要視し、現代において比丘尼が復活することは不可であることの主たる根拠としているが、その「二年間、六法¹⁵を守った式叉摩那¹⁶は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない」という第六重法の内容は、どうしても問題となるものであろう。

そもそも釈尊が八重法を説かれたのは、ただ養母マハーパジャーパティー・ゴータミーの出家を許すためであっただろうが、ならば何故そこに「式叉摩那」や「両僧伽」などという、いまだ存在していなかったものを具体的に想定して制する条文があるのか、実に不審に思われるためである。実際、マハーパジャーパティー・ゴータミーや釈女五百人らが式叉摩那として二年間、比丘尼となる以前に六法を守ったということはなく、また比丘尼と比丘の両僧伽から具足戒を受けるということ是不可能であった。そのようなことから、この *Bhikkhunīwinissaya Sardan* においても、そのような不審点についてただ律や經論の所伝のみでは解決することが出来ないため、主として律の註釈書の解釈を引くことによって解決が図られている。

ここで上座部の伝統的立場から一旦離れ、学術的観点からパーリ律以外の現存している律蔵（いわゆる五部広律）における八重法を見たならば、その内容に若干の相違点や順序の異なりが認められるものの、いずれも等しく「八重法」が説かれていることを知ることが出来る。そして

¹⁴ *attha-gaṇḍhamma* 釈尊の養母 Mahā-pajāpatī（マハーパジャーパティー / 大愛道）を初め、女性が比丘尼として出家することを許すに際し、釈尊がその必ず守るべき条件として課した八箇条。後述。

¹⁵ 比丘尼となるべく具足戒を受ける以前の二年間、式叉摩那として護持すべき六種の学処（六法戒）。(1)故意に、生きものを殺さない。(2)故意に、未だ与えられていない物を我が物としない。(3)欲情の心を持って男性に触れない。(4)事実と異なる言葉・虚言を発しない。(5)正午から翌日の日の出までの非時に固形物を口にしない。(6)いかなる酒類も飲まない。

¹⁶ *sikkhamānā* 女性が比丘尼となる以前の二年間、妊娠していないか、比丘尼としての生活に耐えうるかなどを見極めるために設けられた立場。沙弥尼と比丘尼の中間的立場。

その事実からすれば、釈尊がマハーパジャパーティー・ゴータミーの出家をついに許可されたその最初から八重法は説かれていたが、後に各部派においてその内容が部分的に改変あるいは加上されたと考えることができよう。

特に、パーリ律での「二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない」という第六重法を他律ではどのように説いているかといえ、

『摩訶僧祇律』：「二歳學戒二部衆中受具¹⁷⁾」

『十誦律』：「比丘尼應從比丘僧乞受具戒¹⁸⁾」

『四分律』：「式叉摩那學戒已從比丘僧乞受大戒¹⁹⁾」

『五分律』：「式叉摩那學二歳戒已應在二部僧中受具足戒²⁰⁾」

『根本説一切有部毘奈耶雜事』：「諸苾芻尼當從苾芻求出家受近圓成苾芻尼性²¹⁾」

とあって、比丘尼となることを希望するものは単に比丘僧伽から受具すべしとする律蔵（『十誦律』・『四分律』・『根本説一切有部毘奈耶雜事』）と、比丘と比丘尼の両僧伽から受具すべきとする律蔵（『摩訶僧祇律』・『五分律』）に別れ、一定していない²²⁾。また、式叉摩那に言及する律蔵はただ『四分律』と『五分律』のみである。そのようなことから、八重法にて比丘尼となるための必須条件として挙げられていたのは、当初は両僧伽からの受戒ではなくただ比丘僧伽からの受戒であり、また式叉摩那についての言及など初めは無かったのが、比丘尼僧伽成立後のいつからか両僧伽と改変され、また式叉摩那についても加上されたのであろう、と見ることは十分可能であって、それがむしろ合理的であろう。そして、もしそのような推測が正しいことを立証出来るのであれば、*Bhikkhunīvinissaya Sādan* にて「現代において比丘尼が存在することは不可能」とする結論は破綻するであろう。いずれにせよ、パーリ律における第六重法が、上座部における比丘尼僧伽復興の鍵となる条件であることは間違いない。

¹⁷⁾ T22.p.474c 『摩訶僧祇律』では、パーリ律の八重法に該当する八箇の条件を八敬法とし、パーリ律ではその第六に該当するものが、第二として挙げられている。

¹⁸⁾ T23.p.345c 『十誦律』では『摩訶僧祇律』に同じく八敬法とし、その第二に挙げられる。

¹⁹⁾ T22.p.923b 『四分律』では八不可過法とし、その第四として挙げられている。

²⁰⁾ T22.p.185c 『五分律』では八不可越法とし、その第四として挙げられている。

²¹⁾ T24.P.351a 『根本説一切有部毘奈耶雜事』では八尊敬法とし、その第一として挙げられている。

²²⁾ 「『中阿含』(瞿曇彌經)『四分律』『十誦律』瞿曇彌記果經』『根本有部律』『中本起經』は両サンガではなく、比丘から具足戒を受けるべしとする。また『中阿含』『十誦律』瞿曇彌記果經』『根本有部律』『中本起經』は式叉摩那の代わりに「比丘尼」としている。」森章司・本澤綱夫「Mahāpajāpatī Gotamī の生涯と比丘尼サンガの形成」. pp.51-52

しかしながら、伝統的上座部の立場からは、この問題に対してその是非を問う典拠とすべきものは、決してサンスクリットやチベット語、漢語などで記され伝えられてきた他部派や大乘に属する典籍ではなく、また現代においてそれらを広く研究・駆使して積み上げられてきた文献学の成果でもなく、あくまでパーリ語によって伝えられてきた Tipitaka（三蔵）である。あるいはさらに、三蔵に対する註釈書・複註書など論書の類、いわゆる蔵外文献である。そのような立場からすれば、パーリ律における八重法のすべては間違いなく釈尊在世の昔、すでに明確に定められたものと見なされるのであって、その正統性に疑義を持って改変・変更を試みる余地は全くない。釈尊の般涅槃後になされた第一結集の際、摩訶迦葉尊者の提議によって定められた、「僧伽は（仏陀が）いまだ制されなかった条項を制せず、既に制された条項を廃しない。（仏陀が）制されたままに学処を受持し、行使すべし」²³という、仏滅後における仏教徒としての態度は、いまだ現代においても有効であって、厳しく遵守すべきものである。よって、ミャンマーの僧統があくまでパーリ三蔵の根拠に基づいて、現代において比丘尼が再び存在し得るかの可否を決することは伝統的に正しい態度であろう。そして今の所、その結論は否決のままである。

私自身、それが仏典に根拠の無い、いわば非正規の出家であるとはいえミャンマーにおいては認められている上座部の尼僧であり、むしろそのような伝統的立場に属する者である故に、時代が仏在世と全く異なって伝統的立場を固守することは世情に合わない、などということを理由としては、僧統の出した結論に対して反論する気もその態度を改めるべきとする思いも持ち合わせてはいない。

正直なところ、私がミャンマーを出る以前は上座部以外の部派や大乘諸派のことなど全く関心が無かった。尼僧になる前、子供の時から「上座部だけが仏陀の教えとともに生きている、他の部派や大乘は違う（誤った）教えを伝え守っている」と教わって育ったため、上座部以外の部派に興味など持ちようが無かった。しかしながら、母国ミャンマーを離れ、東南アジアのその他の国や日本などで、それまでとは全く異なる種々様々なことを見聞するにつれ、昔そうであったような（ただ上座部の伝統的価値観のみに固執するという）見方は相当に薄らぎ、ある部分においては消えて無くなってしまったとすら言える。もともと、だからといって、私が昔から他部派や大乘は間違っていると教えられてきたのと同様に、実は上座部もまた誤りを含んだもの、間違っただものであるなどとは思っていない。今も私は間違いなく、上座部に属する尼僧の一人である。しかし「仏陀の教え」というものに対する考え方は、随分変わったといえる。

そのような立場にある上座部の（非正規なる）尼僧一個人の視点からして、ミャンマーにおけ

²³ saṅgho appaṇṇattarāṃ nappaṇṇāpeyya, paṇṇattarāṃ na samucchindeyya, yathāpaṇṇittesu sikkhāpadesu samādāya vatteyya. (『律蔵』小品, Cs: p.485/PTS: p.289)

る僧統による *Bhikkhunīwinissaya Sarcam* での比丘尼僧伽の復活を完全に否定する結論に対しては、いくつかの疑問を感じざるを得ない。

我々仏教徒は、律や経に伝えられている仏陀の遺した法に従うべきであることは言うまでもないことで、それが仏教徒というものであろう。しかし、その中には理解不能であったり困難であったりする点が多々あり、どうしても註釈書や復註書の解釈に頼らなければならない時がある。しかしながら、それらは伝統的に権威ある正しいものとして伝えられてきた典籍ではあるが、仏陀の言葉そのものではもちろんない。その多くは仏滅後、相当な時代を隔てて書かれたものであり、必ずしも仏陀の真意を正しく汲み取って伝えるものとは言えず、その時代時代の論師らの個人的見解や感覚・常識が含まれたものであろう。そこで、Daw Thitsawardi によって提議された現代の上座部における比丘尼僧伽復興の可否について判断するに際しては、ミャンマーの長老たちは仏陀の言葉よりもむしろ、そのような後代の論師らの言葉を優先しすぎているのでないか、あるいはそれをあまりに絶対視しすぎてはいないか、と私には思われるのである。

あくまで伝統的な立場から、比丘尼僧伽を復興して真の出家者になろうとする女性たちにとっては真に希求されている問題を解決するにはどうすれば良いであろうか。実は、律蔵の波羅提木叉²⁴に従うならば、比丘尼が八重法を犯した場合の罪はそれほど重大なものでなく波逸提²⁵であって、むしろ比較的軽微な部類のものである。例えば、比丘尼が第二重法を犯したならば「比丘のいない寺院において雨安居する比丘尼は波逸提²⁶」とあり、第三重法については「半月毎に比丘僧伽のもとで布薩を行わない、また教誨を受けない比丘尼は波逸提²⁷」とある。また、第四重法の場合は、「雨安居後、比丘・比丘尼両僧伽のもとで見・聞・疑という三処に基づいて自恣を行わない比丘尼は波逸提²⁸」とあり、第七重法を犯した比丘尼については「比丘を罵ったり謗ったりした比丘尼は波逸提²⁹」と規定されているのである。

しかし、ここには問題がある。何故ならば、これら波羅提木叉における規定と、第五重法の規定とは矛盾したもののように思われるからである。すなわち、第五重法のパーリ原文には、「比丘尼は、重法を犯した際には両僧伽において懺悔出罪しなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。」(*garudhammaṃ ajjhāpanāya bhikkhuniyā ubhato saṃghe pakkhamānattaṃ*

²⁴ *pātimokkha*. 律蔵にて罪として規定される律の条項を、その罪の重いものから順にまとめ列記したもの。戒本とも。パーリ律の場合、比丘尼の波羅提木叉には 311 ケ条ある。

²⁵ *pācittiya*. 一人以上の長老比丘または比丘尼に対して告白・懺悔することによって許される罪。単墮とも。

²⁶ *yā pana bhikkhunī abhikkhuke āvāse vassaṃ vaseyya pācittiyān'ti*. (Cs: p.412/PTS: p.314)

²⁷ *anoddhamaṣaṃ bhikkhuniyā bhikkhusaṃghato dve dhammā paccāsisitabbā uposathapucchakaṇṇa ovādūpasāṅkamaṇaṇa taṃ atikkārentiyā pācittiyān'ti*. (Cs: p.414/PTS: p.316)

²⁸ *yā pana bhikkhunī vassaṃ vuṭṭhā ubhato saṃghe tīhi ṭhānehi na pavāreyya diṭṭhena vā sutena vā paṇisaṅkāya vā pācittiyān'ti*. (Cs: p.413/PTS: p.315)

²⁹ *yā pana bhikkhuni bhikkhuṃ akkoseyya vā paṇibhāseyya vā pācittiyān'ti*. (Cs: p.406/PTS: p.309)

caritabbaṃ, ayampi dhammo sakkatvā mānetvā pūjetvā yāvajīvaṃ anatikkamaṇiyo)と記されており、「重法を犯したならば (garudhammaṃ ajiḥāpannāya)」とあるから、その語通りに理解すれば明らかに波羅提木叉における規定と矛盾するのである。しかし、この矛盾点については僧統も理解していたようで、*Bhikkhunīvinissaya Sādan* において第五重法のビルマ語訳を示す際には、ここでの「重法」(garudhamma)とは八重法のことではなく僧残罪のことであると解釈し、重法ではなく僧残罪と記している³⁰。

そこで、第五重法にて言われる garudhamma は重法ではなく僧残罪のことであるとする解釈を認めた上で、波羅提木叉の規定に従ったならば、仮に比丘尼僧伽を求めた最初の女性らが敢えて八重法を犯して比丘尼となったとしても、その罪に対して如法に懺悔させるということで済ませるという手段もあろう。そして、そのような比丘尼らが、やがて授戒を行い得る十年以上の法臘に達したならば、経律に通じ且つ行い正しい者をもって戒和尚とし、晴れて正しく八重法に則って比丘尼を生み出すようにする、ということは、決して非現実的な方法ではないと私には思われる。無論、このような発想は、比丘尼となる以前の条件と比丘尼となって以降の罪の軽重という異なる問題を混同したものであるとの反論が予想され、直ちに僧統から否定されるに違いない。しかし、現実として律蔵の規定に完全に則っている比丘など極々稀で、僧伽全体として律の運用も決して厳密であると思われなくても関わらず、ただ比丘尼となろうとする者に対しては完全かつ厳密に従うことを強いるのは、それこそ不平等で不合理であろう。

実はミャンマーにはその昔、Ashin-Ādeiksawuntha (アシン・アーディッサワンタ)³¹という比丘があって、*Bhikkhunī Tharthanopadeṭṭha*³² (『比丘尼法脈論』)という書を出版し、比丘尼の制について論じてその復活を擁護する主張をなしていた。

比丘尼になるためには、当初は女性に比丘達だけが具足戒を与えていた。その後、次

³⁰ 本稿第18項。

³¹ 1882-1951。パーリ語がビルマ語に転訛した発音に基づいた綴りでの名で、正しくは Ādiccavaṃsa。

彼は1901年に比丘となって以降、その高い学識で知られる著名な僧侶であった。1918年にはインドやスリランカ、英国などに留学して9年以上を外国語の学習に費やし、英語・ヒンドゥー語・ベンガル語・パンジャブ語、さらには日本語などを話せるようになり、フランスやイタリアなどに回遊して後の1928年にミャンマーに帰った。彼は当時のミャンマーの中では稀有といえる、海外事情と諸言語を駆使する第一級の知識人であった。その後、彼は自らが住職として領していた Ādiccavaṃsa 寺院境内に、高校や英語学校などを政府の支援のもと建設。1931年にはアソーカ王の碑文をビルマ語に訳して *Asoka kyauk sar daw kyam* (『アソーカ碑文論』)を著し、ヤンゴン大学からウェールズ皇太子文学賞として賞金を与えられている。なお Ashin-とは、ミャンマーにおける慣習で特に比丘の名に冠する敬称。

³² パーリ語で正しくは *Bhikkhunī Sāsanaopadesa*。

第に増えてきた比丘尼達もまたその制に従っていた。そして、ただ出家できない条件（遮難）を問うことだけを比丘尼たちにさせ、元の制のまま比丘達が具足戒を与えていたのである。よって、二番目の制（筆者注：後述する両部僧受具制のこと）が布かれたからといって、一番目の制（筆者注：後述する単部僧受具制のこと）が無効にされたと言ってはならない。もし、仏陀が一番目の制を無効にされたかったのならば、仏陀となったばかりの時に制された三帰得具足戒について、「比丘たちよ、三帰依をもって受具足戒とすると許したことを、今日以降は無効とする³³」と後にされたように、この制もはっきりと無効にされていたはずである。これはとても重要な点である。そのように無効にされていなかったことにより、この制（筆者注：単部僧受具制）はまだ無効となっていないと考えるのは当然であろう。比丘尼達には遮難を問うことだけをさせ、比丘達だけに女性に具足戒を与えさせていたことも、一番目の制が無効となっていなかったことの証である。そのようなことから、一番目の制は無効となっていないと理解すべきである。一番目の制が無効でないことで、現代においても一番目の制に従い、比丘達だけが具足戒を授けることによって（女性を）比丘尼にさせることが出来ると考えられるのである。³⁴

このアーディッサワントの指摘は鋭いもので、たしかに釈尊は単部僧受具を明瞭に無効とされておらず、それをどう理解するかでも比丘尼復活の可否についての結論は変わるであろう。僧統は *Bhikkhunīwinissaya Sardan* において、両部僧受具が許されたと同時に単部僧受具は自ずから無効となったと註釈書および複註書に基づいて主張している³⁵。けれども、それはやはりあくまで註釈書類の所論であって、これほど重大な点についての決定的根拠として用いるのには弱いものと言えよう。実際、この点について異論のあることは *Bhikkhunīwinissaya Sardan* においても述べられている。

ところで、この『比丘尼法脈論』には、当時の仏典のすぐれた翻訳家であり最高大博士（*Aggamahāpaṇḍita*）³⁶の称号を有していた UMyoe（ウ・ミヨー）³⁷がその序に推薦文を寄せてお

³³ *yā sā bhikkhave, mayā tūhi sarana gamanehi upasampadā anuññatā; ta 'maham ajjatagge paṭikkhāpāmi.*

³⁴ *Bhikkhunī Tharthanopadeṭṭha.* (pp.71-72)

³⁵ 本稿 22-23 頁

³⁶ 前注 12 参照。なお、*Aggamahāpaṇḍita* とは、国家試験を受けてその合格者が授かる称号とは異なり、特に智慧があると国家から認められた人物に与えられていた称号である（当時は僧侶以外に *Aggamahāpaṇḍita* の称号を得ていた在家信者が四人いたが、現在は一人もいない）。

³⁷ 1875-1936。元々は優れた学僧で、法名は Vāyama（ヴァーヤマ）といった。彼は、当時世界的にもその学徳で名を馳せていた Ledi Sayadaw の一番弟子であり、Ledi Vāyama（レディーのヴァーヤマ）などと称賛されて

り、そこではやはり比丘尼僧伽の復活を擁護し鼓舞する主張をなしていた。

比丘尼に関する諍論は、比丘尼の法脈が一度断絶したことを理由としているだけである。しかし、比丘尼になることについて、比丘尼の法脈が断絶したことなど重要ではない。比丘が授戒すれば（再び比丘尼を世に生み出すことは）可能である。（もし女性が真剣に比丘尼となって仏陀の教えを追求したいという）良い望みを持っているのであれば、（その女性が）律に準じて生きる良い比丘尼になれるよう、比丘は努力すべきである。そのような意思のある女性らを、聖なる比丘尼として説戒すべきである。（女性は）増上戒を守ってはならないなどと拒絶するべきではない。女性も男性と同じく出家し、説戒し、増上戒を守ることが可能である。女性の中にも智慧のあり、努力し、良い心あり、浄信ある者たちもいるのであるから、そのような女性たちが釈尊の教えと出会ってその機会を逃さないよう、得るべき機会を得ることを拒否することなく、支えるべきである。³⁸

この本が出版された 1935 年の当時においても、しかも当時でも仏教について相当な素養を有する人に、以上のような考えがあったことが知られるのである。しかし、アーディッサワンタは、本の主題であった「現代の上座部においても比丘尼になることが出来る」という主張自体が原因ではなく、他の部分に述べていた内容³⁹が問題となって、当時のミャンマーの僧伽における長老比丘 24 人および在家信者 23 人によって構成されていた組織から、顕示羯磨⁴⁰や不信であると知らせる羯磨⁴¹に処されている。なお、アーディッサワンタが『比丘尼法脈論』を著したのは 53 歳の頃であるが、その七年後の 60 歳のとき還俗している。

私は幼い頃、何故に男性であれば誰でも有名な仏塔や仏像のすぐ近くまで行って礼拝できるのに、女性は女性だからという理由だけで禁止されているところが多いのか、と心密かに憤慨して

いた。しかし何故か 35 歳で還俗。その後も仏典の翻訳など精力的に仏教の普及に力を尽くした。彼の Aggamahāṇḍita の称号はイギリス政府から授与されたものである。

³⁸ *Bhikkhuni Tharthanopadeṭṭha* (pp.12-13)

³⁹ 「釈尊ですら世界中全ての人々にその善を享受させることは出来なかったし、ある一部の人々に対しては非難し、非法とし、（結果的には）地獄に行かせた」（p.24）、「我々は現在の仏教の教えのみがまさに正しいと信じてはならない。我々はそうかもしれない、という疑いと共に、本当に正しい教えを得るように探している。それと同じく、世界中のすべての思想・宗教をも探求したけれども、（他に適切なものを見いだせないため）いまだ現在の仏教を捨てずにいる。そのようなことから、我々は、もし誰であれ正しい見解や正しい法を教えしてくれる人があったならば、その人に従っていく準備を整えている。」（p.26）

⁴⁰ *pakāsanīya-kamma*. 対象とされる比丘の言動が、もはや仏教ではないことを世間に公示するための懲罰的議決。

⁴¹ *appasāda-pavedanīya-kamma*.

いた。男性より女性のほうが優れているのに違いないのに、なぜ女性がそのような扱いなど受けるのであろうかと子供ながらに思いつつ育ってきた。ミャンマーは、俗社会においては男尊女卑などほとんど認められず、多くの女性が強くまた自在に活躍しているけれども、こと仏教に関する場所については女性が入ったり近づいたりすることが出来ない聖地・霊場の類が多くある。私は幼心に、むしろ幼いが故にそのような女性が入ってはならない場所に行きたくて仕方がなかったけれども、周りがそれを決して許してはくれず、しかし「私が女だから」という以外の理由を与えてくれはしなかった。

ところで、律蔵の所伝によれば、女性が出家して僧伽の成員となることを釈尊は「稻田における白虫という疫病」であるとか「畑における赤腐れという疫病」⁴²と表現されたところがあるけれども、これは現代の価値観からすると間違いなく「女性蔑視」と断じられる言であろう。律蔵やいくつかの經典の所伝に基づき、釈尊は女嫌いであった、女性を蔑視していた、などと認めることが出来るならば、それはむしろ後代の仏教徒の男性が女性を蔑視したり不当に差別したりする根拠ともなり得るであろう。しかし、釈尊が女性の出家を許可するについて強い難色を示され、また許した後もそのような言葉を発せられたとされていることは、当時男性のみによって構成されていた比丘僧伽という男性本位の教団・自治組織に女性が混入するとなると、組織として極めて危険であると判断されていたということであったろうと私は思っている。私は釈尊のそのような言葉が前時代的な価値観・思想に基づいた全く誤ったものであったとは思わず、フェミニズムや LGBT の権利やジェンダーフリーなどが声高に叫ばれる現代にあっても、仏教においては男女の違いを認め、その立場やあり方に関してなんらかの区別、合理的な差別が図られてしかるべきであろうと思っている。

ミャンマーにおける尼僧ティーラシンという存在は、先にも述べたように、仏教徒の出家者としては明瞭な根拠のない、四衆という仏弟子の枠のいずれにも属さないものである。*Bhikkhunīvinissaya Sardan* では、Thitsawardi が僧統に尋ねたもう一つの重要な問いである、ティーラシンという存在の上座部における位置づけや根拠ということについては、まったく答えられていない。それは比丘尼問題と同列に扱うべき問題ではなく、また実際問題としてその位置づけについて仏典に基づいた回答など出来ないからだろう。

私自身もまた、ティーラシンといういわば宙に浮いた存在であることについて、ずっと煩悶し続けている。実際、ミャンマー以外の世界の様々な国・地域において、すでに上座部の比丘尼であると称して活動するようになった女性らにより、時としてミャンマーの尼僧は、沙弥尼でもなく式叉摩那でもなく、まして比丘尼などでもないただの在家者のように見なされることがある。

⁴² 『律蔵』小品 (Cs: pp.442-447/ PTS: pp.254-257)

私はそのように同じ仏教徒の女性から処せられることは実に悲しく不本意であることから、ミャンマーにも比丘尼が存在することを認めて欲しいと思うことがある。そして、上座部を真剣に信仰し、また修行しようとする女性が正式な出家者たる比丘尼として活躍する場が欲しいと願い、そうした場を設けるべきだとする主張も理解できる。しかし、比丘尼僧伽を復興するにはやはり、伝統的な立場や観点で正しく行われなければなるまい。ただ現代声高に主張されているフェミニズムや男女同権という価値観をもって、比丘尼という立場に名目上なりたいために、強いて脆弱な根拠と曖昧な手段でそれを実行して「比丘尼僧伽が復活した」などと主張し、また八重法を「時代にそぐわない」から全く無視して良いとしたならば、それはもはや比丘尼ではないからである。

Bhikkhunīwinissaya Sardan でもそう指摘されているように、比丘尼たることはそう容易なことではないであろう。実際、釈尊在世の当時から比丘尼たることは、比丘たちに比べて在家信者から潤沢な布施があるわけでもなく経済的にも苦しいことでもあったことが、仏典の端々から伺い知れる。仮に現代、どのような手段であっても比丘尼となることを求める者が、もちろん八重法を含めた比丘尼律を（完全にとまでは言わなくとも）護持出来るのであれば良いが、もしそれを最初から出来ないと言い、ただ自身を比丘尼であると称しただけであれば、八戒もしくは九戒を確実に遵守しようとするティーラシンに劣ることになる。

私は博士課程の研究テーマを進めるうえで *Bhikkhunīwinissaya Sardan* の翻訳に取り組んだことにより、自身がミャンマーのティーラシンという立場にあることから、この問題を含めたミャンマーの尼僧について学術的・伝統的立場の二面からより深く、より多角的に見ることが出来るようになった。無論、これで充分ということはまったくなく、広く様々な文献を渉猟し、また東南アジアや南アジアにおける比丘尼復興の気運や活動について現地調査を重ねるなどしてこの問題にあたらなければならない、そのための課題は山積している。いまだ知られていないこの問題に関する知識を今後さらに深め、学術と伝統との両面において、ミャンマーの尼僧ひいては上座部の尼僧というものに対する理解が世に広まることの助けとなりたい。

（本書 *Bhikkhunīwinissaya Sardan* は全部で34項あるが、紙数の都合上、第1項から第16項までの16項目を翻訳研究の前篇とし、残りの第17項から第34項までの18項目は翻訳研究の後篇として、二回に分けて発表する。）

『比丘尼についての裁定資料』(Bhikkhunīwinissaya Sādan)

目次

1. 四衆	112 頁
2. 比丘尼衆の誕生	113 頁
3. 再度、出家を願う	113 頁
4. 八重法 (八敬法)	114 頁
5. 比丘尼となった養母ゴータミー	115 頁
6. 女が比丘尼となることで、教えが長年住するか否か?	115 頁
7. 単部僧受具 (Ekatoupasampanna) によって比丘尼となることを許可	116 頁
8. 単部僧受具の比丘尼となった釈女五百人	116 頁
9. 比丘尼を比丘と同様にするように願い出た養母ゴータミー	117 頁
10. 根制 (Mūlapaññatti) か補制 (Anupaññatti) か?	117 頁
11. 複註書の見解 (Ṭīkāvāda)	119 頁
12. 様々な見解 (Vādaṅgā)	120 頁
13. 既に許可されていた両部僧受具による出家	121 頁
14. パーリ語原文を比較して考証すべし	123 頁
15. 両部僧受具によって比丘尼となる方法	124 頁
16. 比丘尼の種類	125 頁

以上、翻訳研究の前篇

以下、翻訳研究の後篇

17. 八種の受具足戒について
18. 比丘尼による四種の受具足戒
19. 比丘尼僧伽
20. 比丘尼僧伽の衰退
21. アパランタ (Aparanta) における比丘尼僧伽
22. スヴァンナブーミ (Suvāṇṇabhūmi) における比丘尼僧伽
23. スリランカ (Lankādhīpa) における比丘尼僧伽

24. 比丘尼の法脈の断滅
25. 比丘尼僧伽が減じた原因
26. 現代の上座部仏教において比丘尼は存在出来ない
27. 比丘尼僧伽から具足戒を受けていない女性に
比丘僧伽は具足戒を与えてはならない
28. 単部僧受具制は消滅した
29. 概要
30. 単部僧受具によって比丘尼になることはすでに不可能
31. 単部僧受具によって比丘尼になることが
特に禁じられなかったことについて
32. 比丘達は女人を沙弥尼にさえしてはならない
33. 決議の概略
34. 現代の上座部仏教において比丘尼になり得る可能性を仮定として示す

現代の上座部仏教において比丘尼の存在を承認すべきか否かの資料

阿羅漢であり、正等覺者たる、かの世尊を礼拝する⁴³

1. 四衆

すべての往古の諸々の仏陀には 1. 比丘 (bhikkhu) 衆、2. 比丘尼 (bhikkhuni) 衆、3. 優婆塞 (upāsaka) 衆、4. 優婆夷 (upāsikā) 衆という四衆があった。それらはゴータマ・ブッダ以外の仏陀たちの時には、間を置かず次々と成立していたものであると思われる。しかしながら、ゴータマ・ブッダの場合、Mahā 歴 103 年、Kason の満月の日に仏陀となった後、Warso の満月の日⁴⁴に『轉法輪經』(Dhammacakkappavattanasutta) を説かれた時、アンニヤ・コンダンニヤ (Añña-Koṇḍañña) は預流果を得て善來比丘⁴⁵となった際に、まず比丘衆が誕生した⁴⁶。また、仏陀となつてから四十九日目に、タプッサ (Tapussa) とパツリカ (Bhallika) という二人の商人が、(仏陀と法に対し) 二歸依して優婆塞となった時、優婆塞衆が誕生した⁴⁷。そして釈尊が鹿野園で最初の

⁴³ Namo tassa Bhagavato Arahato Sammāsambuddhassa.

⁴⁴ ミャンマー歴。ゴータマ・ブッダの祖父である Añjana 王時代、王が行者 Devīla と相談して当時の暦である 8647 年から 8645 年を廃止し、残りの 2 年を Añjana 王が再調整した Añjana 暦あるいは Mahā 暦を暦として使ってきた。ゴータマ・ブッダは Mahā 暦 68 年に生まれ、Mahā 暦 103 年に仏陀となり、Mahā 暦 148 年に涅槃に至ったとされる。仏滅後、第一結集が開催される際、Ajātasatthu 王と大徳 Mahākassapa が相談し、Mahā 暦 148 年を廃止し、その年を Sāsana 歴 1 年とすることとなった。以降、次々の王の時代に Sāsana 歴が用いられてきた。ところが、Sāsana 歴 624 年の Sri Ksetra (Sarekhetara) 王 Thu Mone Derit の時代、Sāsana 歴 624 年から 622 年を廃止し、残りの 2 年を Sri Ksetra 王が再調整した、Sri Ksetra 歴として使ってきた。Sri Ksetra 歴 562 年の Poukkan 王 Popa Sawrahan 時代には、Sri Ksetra 歴 562 年から 560 年を廃止し、残りの 2 年を Poukkan 王が再調整した、Poukkan 歴あるいは Kozar 歴として使ってきた。それが現在のミャンマー歴である。ミャンマーではまた同時に、仏暦すなわち Sāsana 歴も用いられるが、そこから 1182 年を引いたらならばミャンマー歴となる。

ミャンマー歴における十二ヶ月を一月から順に、現代の太陽暦 (グレゴリオ暦) と比較して言えば、Tagu (四月)・Kason (五月)・Nayon (六月)・Warso (七月)・Warkhaung (八月)・Tawthalin (九月)・Thidingyut (十月)・Tazaungmon (十一月)・Nadaw (十二月)・Pyatho (一月)・Tabodwe (二月)・Tabaung (三月) となる。すなわち、ミャンマー暦における一月は太陽暦での四月となる。

⁴⁵ 仏陀からただ「来たれ、比丘よ。法は善く説かれた。正しく苦を終焉させるために、梵行を行ぜよ」と語りかけたことによって比丘となること。

⁴⁶ 『律蔵』大品、(Vinaya. Mahāvagga) (Cs: p.17/PTS: p.12)

⁴⁷ 『律蔵』大品、(Cs: pp.4-5/PTS: pp.4-5)

雨安居を過ごされていた際、比丘となったヤッサ（Yassa）の母親と妻が、（仏陀と法と僧伽に対して）三帰依し優婆夷となった時、優婆夷衆が誕生した⁴⁸。そして比丘尼衆は、釈尊成道後五年目のヴェサーリ（Vesālī）での雨安居の時に誕生したのである。

2. 比丘尼衆の誕生

釈尊が都カピラヴァットゥ（Kapilavatthu）のニグローダ（Nigrodha）園に留まられていた時、養母マハーパジャーパーティ・ゴタミー（Mahāpajāpti Gotamī）は、仏陀の所へ行って礼拝し、女人が釈尊の教えのもとで（以下、教えのもとで）出家することの許しを請い願った。しかし釈尊は、女人が教えのもとで出家することなど望んではならないと拒否された。養母ゴタミーが三度重ねて願い出たにも関わらず、釈尊は三度とも拒否されたので、養母ゴタミーは教えのもとで出家することを許可されないことを悲しみ、泣きながら釈尊を礼拝して退出した。

3. 再度、出家を願う

釈尊はカピラヴァットゥに留まられてからヴェサーリーに赴かれ、大林重閣講堂（Kūṭāgārasāla）に住されていた。その時、養母ゴタミーは、髪を剃って袈裟衣を着、五百人の釈迦族の女性らも自分と同じくさせて、彼女らと共にカピラヴァットゥからヴェサーリーまで歩いて行った。そのように養母ゴタミーは、釈迦女五百人と共に出家への強い望みを胸にしつつ、苦しみに堪え、ついにヴェサーリーの大林重閣講堂の門前に到着した。カピラヴァストゥからヴェサーリーまでは51 ヨージアナ（yojana）⁴⁹ある。そんな長旅を輿も使うことなく、ただ勇気を振り絞って歩いて来た養母と釈迦女らの滑らかな足は腫れて出血し、身体は汗や埃にまみれて見るも無残な有様であった。そんな苦しみに堪えつつ来たものの、しかし前回、女人が教えのもとで出家することを願い出た時に許されなかったことを思い出し、また不安になって門の中に入ることも出来ず、彼女らは涙を流して門外で立ちつくしていた。

そのように養母ゴタミーと釈女五百人らが門前に立っているのを見た大徳アーナンダ（Ānanda）は、その理由を尋ねた。すると養母ゴタミーは、「大徳アーナンダよ、以前、女性が教えのもとで出家することを釈尊に願い出たが許されなかったけれども、今回再び願い出たら許されるかもしれないと思い、苦しみに耐えつつやって来ました。しかし、また再び釈尊に拒否

⁴⁸ 『律蔵』 大品、(Cs:p.25/PTS:p.19)

⁴⁹ yojana とは古代インドの長さの単位で、牛車が行ける距離であるといわれる。現在の単位では、一説におよそ 14 km とされるが、ミャンマーでは 14 mile (22.5 km) と言われている。

されたならば、と不安になってここで泣いているのです」と答えた。すると大徳アーナンダは、「養母ゴータミーよ、女性が教えのもとで出家することを、代わりに懇願してあげるからここでしばし待ちなさい」と言い、釈尊のもとを訪れた。

アーナンダは、「釈尊よ、養母マハーパジャーパーティー・ゴータミーは以前、女人が教えのもとで出家することを許されなかったため、足を腫らし、血を流し、身体は汗と埃で汚れて苦しみつつ、悲しみに涙を流しながら門前に至っています。釈尊よ、私は教えのもとで女人を出家させることをお許しくださるようお願いします」と頼むと、釈尊は「アーナンダよ、女人が私の教えのもとで出家することを望んではならない」と拒否された。大徳アーナンダは三度に亘って懇願したが、しかし釈尊は三度とも拒否された。そのように三度に亘り拒否されたため、大徳アーナンダは「私は他の方法で、教えのもとで女人の出家が許されるように願い出れば良いだろう」と考え、「釈尊よ、もし女人が教えのもとで出家したならば、預流果・一來果・不還果・阿羅漢果を得られないのでしょうか」と尋ねた。すると釈尊は、「もし女人が私の教えのもとで出家したとしても、預流果・一來果・不還果・阿羅漢果を得ることは出来るであろう」と答えられた。

そこで大徳アーナンダは、「女人が教えのもとで出家して預流果・一來果・不還果・阿羅漢果を得ることが出来るならば、養母マハーパジャーパーティー・ゴータミーは、釈尊にとって多くの恩ある人であり、釈尊の母上の妹でもある人であり、釈尊に母乳を与えて育てた人でもあります。釈尊の母上が亡くなられてからも、その母乳を与えた人でもあります。私は、そんな養母のことを考えられ、女人が教えのもとで出家することを許されることをお願いいたします」と申し上げた。すると釈尊は、「アーナンダよ、もしマハーパジャーパーティー・ゴータミーが八重法を受け入れるならば、それをもってマハーパジャーパーティー・ゴータミーの出家（比丘尼）とする」とついに許可され、八重法を説かれたのだった。

4. 八重法（八敬法）

- ① 比丘尼は、出家後百年経ていようと、今しがた出家したばかりの比丘を含め誰であれ比丘に対して礼拝・奉迎・合掌・尊敬しなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。
- ② 比丘尼は、比丘のいない寺院において雨安居してはならない。この法に遵って生涯犯してはならない。
- ③ 比丘尼は、半月毎に比丘僧伽のもとで布薩を行い、また教誨を受けなければならない、この二つの法を自ら望まなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。

- ④ 比丘尼は、雨安居後、比丘・比丘尼両僧伽のもとで見・聞・疑という三処に基づいて自恣を行わなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。
- ⑤ 比丘尼は、僧残罪を犯した際には両僧伽において懺悔出罪しなければならない⁵⁰。この法に遵って生涯犯してはならない。
- ⑥ 二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。
- ⑦ 比丘尼は、比丘に対していかなることについても罵ったり謗ったりしてはならない。この法に遵って生涯犯してはならない。
- ⑧ 今より以降、比丘尼は、比丘に対してなんであれ意見してはならない。比丘からの比丘尼への意見を拒絶してはならない。この法に遵って生涯犯してはならない。

釈尊は、「アーナンダよ、もしマハーパジャーパティー・ゴータミーがこの八重法を受け入れるならば、それをもってマハーパジャーパティー・ゴータミーの出家とする」とついに許可された。釈尊から八重法について教えられた大徳アーナンダは、養母ゴータミーのところに行き、「もしあなたが八重法を受け入れるならば、それをもってあなたの出家（比丘尼）とする」と伝えて、八重法を説かれた。

5. 比丘尼となった養母ゴータミー

すると養母ゴータミーは大いに喜び、「大徳アーナンダよ、譬えば水浴して頭を洗った女子・男子が蓮華・ジャスミン・アティムツツカなどの花を貰えるならば、両手でそれを頂いて頭に飾り付けるように、私もその八重法を受けて生涯犯しません」と応えた。そのように養母ゴータミーが受け入れると、大徳アーナンダは釈尊のもとに行って礼拝し、「釈尊よ、マハーパジャーパティー・ゴータミーは八重法を受け入れました。釈尊の養母は聖なる比丘尼となりました」と申し上げた。

6. 女人が比丘尼となることで、教えが長年住するか否か？

すると釈尊は、「もし女人が教えのもとで出家しなかったならば、教えは長く住して千年住するはずであった。アーナンダよ、女人が教えのもとで出家するようになった今や、教えは長く住することはない。教えは五百年だけ住するであろう。アーナンダよ、譬えば女が多く男が少ない家には盗賊がたやすく侵入する。それと同様に、女人が出家することで教えは長く住す

⁵⁰ この第5条の解釈に問題があることについては、「はじめに」8頁を参照。

ることは出来ない。アーナンダよ、譬えば実りある稲田に白虫という疫病が発生したならば、その稲田は長く持たない。それと同様に、女人が出家することで教えは長く住することは出来ない。アーナンダよ、譬えば実りあるサトウキビ畑に赤腐れという疫病が発生したならば、そのサトウキビ畑は永く持たない。それと同様に、女人が出家することで教えは長く住することは出来ない。アーナンダよ、譬えば大池に堤防を築いて水の氾濫を防ぐように、私は比丘尼たちのため八重法を制したのである。それを（比丘尼は）一生犯してはならない」と説かれた。

『律蔵』小品 (*Vinaya, Cūlavagga-pāṭi*) (Cs: pp.442-447/ PTS: pp.254-257)

ここで釈尊が言われたのは、ある大池に堤防を築いておかなければ水は溢れて少ししか残らないが、堤防を築いておけば水が溢れずに全てが残る。それと同様に、女人が出家することによって本来は千年住する筈の教えが、半分の五百歳に減じることになるところであったが、八重法を前もって制したことによって五百歳に減じず、もとのまま千年住するという意味である。

『律蔵』小品註 (*Vinaya, Cūlavagga-aṭṭhakathā*) (Cs: p.127/ PTS: p.1291)

7. 単部僧受具⁵¹によって比丘尼となることを許可

養母マハーパジャーパティー・ゴータミーは、八重法を受けることによって比丘尼となった後、釈女五百人が比丘尼となることについては特に何も教示が無かったため、釈尊のもとに行って礼拝し、「釈尊よ、私は釈女五百人をどのようにしたらよいでしょうか」と尋ねた。すると釈尊は、養母マハーパジャーパティー・ゴータミーの言葉によって、比丘達を集められ、

比丘達よ、比丘が比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する。⁵²

と制され、女人が比丘尼となることを許可された。

8. 単部僧受具の比丘尼となった釈女五百人

その許可により、比丘達は釈女五百人にマハーパジャーパティー・ゴータミーを和尚として出家させた。全ての釈女五百人は、ただ比丘僧伽だけの単部に従って比丘尼となったため、単

⁵¹ Ekatoupasampanna ekato は一部・一面、upasampanna は受具のことであるが、ここではただ比丘僧伽のみから具足戒を受けることを Ekatoupasampanna と言う。本稿では Ekatoupasampanna を「単部僧受具」と訳す。同様に、先ず比丘尼僧伽で受戒し、次いで比丘僧伽において受戒する Ubhatoupasampanna を「両部僧受具」と訳す。

⁵² anujānāmi bhikkhave bhikkhūhi bhikkhuniyo upasāmpādetum.

部僧受具の比丘尼である。するとその五百人の比丘尼達は、養母マハーパジャーパティー・ゴータミーに対し、「あなたはまだ比丘尼ではない。私達だけが比丘尼である。何故ならば、比丘衆に従って比丘尼として出家しなければならないと、釈尊が制されているからである」と言った。それを養母ゴータミーは大徳アーナンダに伝え、大徳アーナンダはまた釈尊に報告した。すると釈尊は、「アーナンダよ、マハーパジャーパティー・ゴータミーは八重法を受けた日から、聖なる比丘尼となっている」と応えられた。養母ゴータミーは、八重法受具足戒（*Gaṇḍhamma-paṭiggahaṇūpasampadā*）という比丘尼である。その時、比丘尼衆は初めて誕生したのである。

『律蔵』小品 (Cs: pp.447-448 / PTS: pp.257-258)

9. 比丘尼を比丘と同様にするように願い出た養母ゴータミー

マハーパジャーパティー・ゴータミーと釈女五百人が比丘尼となった時、彼女は、比丘と比丘尼は長幼に従って（相互に）礼拝・奉迎・合掌・尊敬することを釈尊に許可してもらえるよう、大徳アーナンダを通して願い出た。すると釈尊は、

アーナンダよ、女人を礼拝・奉迎・合掌・尊敬することなど私が許すことはない。アーナンダよ、私の教え以外の悪法を教える邪見の者らさえ女人を礼拝・奉迎・合掌・尊敬などしないのに、なぜ私が（比丘と比丘尼とが互いに）礼拝・奉迎・合掌・尊敬することなど許すであろうか。

と答えられ、

比丘達よ、女人を礼拝・奉迎・合掌・尊敬してはならない。もしなしたならば、その比丘は悪作罪となる。⁵³

という学処を制された。

『律蔵』小品 (Cs: pp.448-449 / PTS: pp.258-259)

10. 根制（*Mūlapaññatti*）か補制（*Anupaññatti*）か？

比丘達よ、比丘が比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する。

⁵³ na bhikkhave mātugāmaṣṣa abhivadanaṃ paṇḍitaṇaṃ añjalikammaṃ sāmīcikkammaṃ kattaṃ, yo kareyya āpattiḍḍikatassa.

という制は、根制であるのか補制であるのか⁵⁴、との疑問が生じるかもしれない。

比丘達よ、比丘が比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する。

という制は、

二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。⁵⁵

という第六重法によって補制である。故に『律蔵』小品 比丘尼毘度(註)の註釈書(*Cūlavagga-Aṭṭhakathā, Bhikkhunikhandhaka*) p.128 に、

「比丘達よ、比丘が比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する」というこの補制で、比丘達が五百人の釈女をマハーパジャーパティの同住者にして、具足戒を与えた。彼女たちは全て(比丘僧伽という)単部によって具足戒を受けたのである。⁵⁶

と説かれた。この註釈書における要点は、

二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。

という両部僧受具制(*ubhatoupasampanna paññatti*)は、不随犯制(*anuppanna paññatti*)⁵⁷である。

比丘達よ、比丘が比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する。

という単部僧受具制は、補制である。

比丘達よ、比丘が比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する。

⁵⁴ 但し、この条文は現存の比丘戒本には含まれない。

⁵⁵ *dve vassāni chasu dhammesu sikkhitasikkhāya sikkhamānāya ubhatosamghe upasampadā pariyesitabbā, ayampi dhammo sakkatvā garukatvā mānetvā pujetvā yāvajīvam anatikkamanīyo.*

⁵⁶ *anujānāmi bhikkhave bhikkhūhi bhikkhuniyo upasampādetunti imāya anupaññattiyā bhikkhū pañcasatā sākiyāniyo mahāpajāpatiyā saddhiviharīniyo katvā upasampādesum, itī tā sabhāpi ekato upasampannā nāma ahesum.*

⁵⁷ 一般に、律の諸規定は「随犯随制」といって比丘または比丘尼によって何らかの不適切な行為がなされた後、それが問題となってから随時その行為を規制されたものとされる。しかしながら、比丘尼の受具に関しては何事か問題など生じる以前、前もって八重法として制されていた点で異なっており、そのような制を *anuppanna paññatti* という。そのようなことから、本稿ではこれを仮に「不随犯制」と訳している。

というこの補制によって、比丘達は釈女五百人をマハーパジャーパティー・ゴータミーの同住者である弟子として出家させた。そのように、全ての釈女五百人は、ただ比丘僧伽という単部に従って比丘尼となった、単部僧受具の比丘尼である。

釈尊が八重法を制された際、第六重法において両部僧受具の比丘尼というものを既に許可されてはいたが、釈女五百人が比丘尼となる時には未だ比丘尼僧伽など存在しなかったため、この比丘単部僧受具 (bhikkhukoutopasampanna) の比丘尼を、補制として許可し制されていたのである。また *Pācitrādiyojanā*, p.537⁵⁸にも、

もしマハーパジャーパティー・ゴータミーがこの補制で八重法を受け入れるならば、それをもってマハーパジャーパティー・ゴータミーの出家とする。⁵⁹

と「補制で」という文言を正しいと承認し、比丘単部僧受具制 (bhikkhukato upasampanna paññatti) は補制であると述べられている。

11. 複註書の見解 (Tīkāvāda)

*Sāraṭṭhadīpanī-ṭīkā*⁶⁰ (以下 *Sāraṭṭha*) (Vol.III, p.444) には、「認許によって」とは、「認許して」である⁶¹とあり、また *Vajirabuddhi-ṭīkā*⁶² (以下 *Vajira*) (p.537) には、「認許によって」という文言であり、「補制によって」という文言は正しくない⁶³と書かれている。それによると、*Vajira* の著者の時代には「認許によって」と「補制によって」という二つの文言があるが、「認許によって」だけが正しい文言であって「補制によって」は正しくないと、*Vajira* の著者はしている。しかし、第五結集および第六結集では、文言が二つあることについて触れられておらず、「補制によって」という文言だけを承認して結集しているため、複註書の著者たちの遺した言葉を考えなければならない（この点を特に注意すること）。この第五、第六結集の際に書かれ

⁵⁸ *Pācitrādiyojanā* とは、Phayagyi Sayadaw とも称された、12 から 13 世紀のミャンマーの学僧 U Zangara (1172-1236)によって著された、Vinaya Piṭaka の Pārājika を除く Pācittiya, Mahāvagga, Cūlavagga, Parivāra などについての註釈書 (Aṭṭhakathā) の一種。

⁵⁹ imāya anupaññattiyāti mahāpajāpatiyā atthagarudhammapaṭiggahanūpasampadaṃ upanidhāya ayaṃ paññattiyā upasampādetuṃti attho.

⁶⁰ *Sāraṭṭhadīpanī-ṭīkā* とは、12 世紀終わり頃のスリランカの学僧 Bhaddanta Sāriputta によってパーリ語で著された律の複註書 (Tīkā) であり、*Vinaya-ṭīkā* とも言われる。

⁶¹ anuññattiyāti anuññāya.

⁶² *Vajirabuddhi-ṭīkā* とは、大徳 Vajirabuddhi (年代不詳) によって著された律の複註書で、*Vinaya-Piṭaka Vajirabuddhi ṭīkā* とも言われる。

⁶³ anuññattiyāti pāṭho, anupaññattiyāti na sundaraṃ.

た註釈書に拠れば、第六重法で制された両部僧受具制は不随犯制であり、釈女たちのため許可された比丘単部僧受具制は補制である。

この補制によって比丘達が釈女五百人を出家させてから後には、それら五百人以外の比丘単部僧受具による比丘尼は存在しない。以降は、比丘尼となることを望む女人に対しては、八重法が制された時に既に説かれていた、

二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。

という制に従って、両部僧受具によって比丘尼とすることだけが許さるようになった。そして、そのように両部僧受具によって比丘尼とする際、出家できない条件 (pabbajja-dosa 遮難) を全て問わずに出家させること等があったことに因り、

比丘達よ、出家させようとする比丘尼に対して、二十四の遮法⁶⁴を質すことを許可する。⁶⁵

と説かれたのである。そのような許可により、比丘達が比丘尼達に対して遮法を質問したけれども、比丘尼になる女人達は恐れて恥じ、答えることが出来なかったため、

比丘達よ、ただ比丘尼僧伽に従って質問をされ受具した女性には遮法を問うことなく、比丘僧伽が具足戒を与えることを許可する。⁶⁶

など、両部僧受具による比丘尼とする方法である受具足戒儀軌 (upasampādā-vidhi) を説かれた (後に詳述する)。

『律蔵』小品 (Cs: p.463 / PTS: p.271)

12. 様々な見解 (Vāḍantara)

Sārattha や *Vajira* を著した、「認許によって」という文言を正しいとした論師らは、第六重法を制と考えず、「比丘達よ、比丘は比丘尼に具足戒を与えることを、私は許可する」などのような制を単部僧受具・第一制 (ekatoupasampanna pathama paññatti)、

⁶⁴ antarāyika-dhamma. 例えば「性器が無い」・「両性具有」などといった、比丘または比丘尼となり得ない諸々の欠格条項と、「人であること」「無負債であること」「両親の許しを得ていること」などの種々の必須条件のこと。パーリ律では総じて二十四項目が挙げられている。

⁶⁵ anujānāmi bhikkhave upasampādentiyā catuvisati antarāyike dhamme pucchitum.

⁶⁶ anujānāmi bhikkhave ekatoupasampannāya bhikkhunisaṃghe visuddhāya bhikkhusaṃghe upasampādetum.

比丘達よ、ただ比丘尼僧伽に従って質問をされ受具した女性に、遮法を問うことなく、比丘僧伽が具足戒を与えることを許可する。

などのような制を両部僧受具・第二制 (ubhatoupasampanna dutiya paññatti) と考えている。

そのような理解に対し、ある論師らは、単部僧受具・第一制が制された後と両部僧受具・第二制が制される前にも、ただ比丘僧伽単部に従って出家する比丘単部僧受具の比丘尼達があったと考え、ある論師らは、比丘単部僧受具制は釈女五百人のためだけに布かれた制であるから、釈女五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者ら⁶⁷以外の比丘単部僧受具の比丘尼は存在しないと考えるなど、見解が分かれた。

それら二つの見解のうち、二番目の見解のみが、

比丘らの面前で具足戒を受けたのは釈女五百人である。⁶⁸

『律蔵』波羅夷毘尼度註 (*Pārājikakāṇḍa-aṭṭhakathā*) (以下 律波羅夷註)

(Vol.II. Cs: p.242 / PTS: p.662)

比丘らの面前で具足戒を受けたのは釈女五百人あるいは（比丘から）性転換して（比丘尼となった）者らである。⁶⁹

(*Vimativinodanī-ṭīkā* (以下 *Vimati*) . Vol.II. p.21)

(*Sārattha*. Vol.III. p.43)

そのとき、マハーパジャーパティー・ゴータミーと一緒に行って出家した釈女五百人は、比丘僧伽だけによって具足戒を受けた、単部僧受具の比丘尼である。⁷⁰

という註釈書および復註書と合致するので、より正しい。

(*Sārattha*. Vol.III. pp.111-112)

13. 既に許可されていた両部僧受具による出家

⁶⁷ 男性から女性に性転換して比丘尼となったといっても、外科手術などによって性転換したというのではなく、自然に男性から女性に変化してしまったという人（後述）。なお、受具足戒の事前に問われる遮法にて、両性具有者や性的不能者・性器欠損者はそもそも比丘となることが出来ず、それに該当した者でないことが確認されるため、受戒時に実は女性であったけれども偽って比丘となった者というのではない。

⁶⁸ bhikkhūnaṃ santike upasampannā nāma pañcasatā sākiyāniyo.

⁶⁹ bhikkhūnaṃ santike upasampannā nāma parivattalīṅgā vā pañcasatā sākiyāniyo vā.

⁷⁰ tatha yāta mahāpajāpatiyā saddhiṃ nikkhantā pañcasatā sākiyāniyo, tā ekato-upasampannā bhikkhusaṃghatoeva laddhūpasampadanā.

釈尊が比丘尼僧伽を組織された際、両部僧受具による比丘尼僧伽だけで組織するように望まれていた。そのため、女人を教えのもとで出家させることを許可される際、前もって制されていた八重法において、

二年間、六法を守った式叉摩那は、両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない。この法に遵って生涯犯してはならない。

律波逸提 (Cs: p.75 / PTS: p.53) 律小品 (Cs: p.444 / PTS: p.255)
/ 増支部 (Vol.III. Cs: p.104 / PTS: p.106)

という第六重法を含められていた。この第六重法の制において、両部僧受具の比丘尼を既に許可されていたのである。この重法を制された時に比丘尼など全く存在していなかった。にも関わらず、「比丘・比丘尼の両僧伽から具足戒を受けることを求めなければならない」⁷¹と制された釈尊の意志が、将来比丘尼となることを望む女人らを、両部僧受具の比丘尼とされたいというものであったことは、明らかである。そのように、両部僧受具の比丘尼だけとすることを望まれたものの、釈女五百人が出家する時には、未だ比丘尼僧伽が成立していなかったため、比丘単部僧受具の比丘尼を許可されたのである。

このように第六重法で比丘尼の具足戒を両僧伽から受けなければならないという、仏陀の制は明瞭である。

比丘単部僧受具の比丘尼を説明する際、律波羅夷註 (Vol.II. Cs: p.242 / PTS: p.662) に、

比丘らの前で具足戒を受けたのは釈女五百人である。

とあり、また *Sārattha*. Vol.III.p.43 / *Vimati*. Vol.II.p.21 には、

比丘らの前で具足戒を受けたのは釈女五百人と（比丘から）性転換して（比丘尼となった）者らである。

とあり、また *Sārattha*. Vol.III.pp.111-112 には、

そのとき、マハーパジャーパティー・ゴータミーと一緒に行って出家した釈女五百人は比丘僧伽だけによって具足戒を受けた単部僧受具の比丘尼である。

⁷¹ ubhato saṃghe upasampadā pariyesiṭṭhā.

とあって、釈女の比丘尼五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者らのことだけについて示されているため、釈女の比丘尼五百人と比丘から性転換して比丘尼となった者ら以外の比丘単部僧受具の比丘尼は存在しない、ということが明白である。

14. パーリ語原文を比較して考証すべし

『律蔵』小品 比丘尼健度 第三誦分 (*Cūlavagga-Pāḷi. Bhikkhunikkhandhaka. Tatiyabhāṇāvara*) における比丘尼となるための次第によると、比丘尼僧伽が成立した初年には、比丘単部僧受具の比丘尼たちのみがあって、後年に両部僧受具の比丘尼が許可されたと思われるかもしれないが、第三誦分に記されたパーリ語原文と、『律蔵』大品 大健度 (*Mahāvagga-pāḷi. Mahākhundhaka*) に説かれる、男性が比丘出家する法とを比較して考証したならば、よりはっきりと理解できるであろう。

男性が比丘出家する法が説かれる大品では、まず Cs: pp.70-71 / PTS: pp.56-57 に白四羯磨⁷²によって出家することだけが述べられ、受具足戒法を説く Cs: pp.130-131 / PTS: pp.94-95 には、癩病・瘤病・皮膚病・肺病・精神病などの重病を患う比丘達があることを、釈尊に報告したところ、

比丘達よ、授戒和尚は十三の遮罪について問うことを許可する。⁷³

ということが始められた。そして、前所作⁷⁴や教誡⁷⁵を与える方法などと共に、再び詳細に比丘出家する方法を説かれている。それと同様に、八重法の第六重法において両部僧受具の比丘尼が許可されている。

小品 比丘尼健度 第三誦分の (Cs: pp.444-446 / PTS: pp.255-256) には、性器が全く無い比丘尼・性器が少しだけある比丘尼・生理が全く無い比丘尼・生理がずっとある比丘尼など、障害のある比丘尼たちがあることを、釈尊に報告したところ、釈尊は、

⁷² *ñāṭṭicatuttha kammavācā*. 提議を一回宣言 (*ñāṭṭic*/白) してから議決を三回問う (*kammavācā*/羯磨)、特に受戒などの僧伽にとって最も重要な決定・儀式をなす際に用いられる運営方法の一。特に反対意見が無い場合は、羯磨に対してその参加者は沈黙をもって賛意として答える。一人でも反対意見のあった場合は否決される。

⁷³ *anujānāmi bhikkhave upasampādentena terasa antrāyike dhamme pucchitum*.

⁷⁴ *pubba-kicca*.

⁷⁵ *ovāda*.

比丘達よ、授戒和尚（である比丘尼）は、二十四の遮法について問うことを許可する。⁷⁶

ということが始められた。そして、和尚である比丘尼が比丘尼とする女人に対して、質問する方法について説かれた。

比丘尼達に従って比丘尼僧伽の単部僧受具の比丘尼となった比丘尼を、比丘達が兩部僧受具の比丘尼出家させる前に、比丘尼についての遮法を問い質したところ、比丘尼となる女人らが困惑したため、それを釈尊に報告した。すると釈尊は、

比丘達よ、ただ比丘尼僧伽に従って質問をされ受具した女性に、（遮法を問うことなく）比丘僧伽が具足戒を与えることを許可する。⁷⁷

と説かれた。この制が始められて以降の、女人が兩部僧受具の比丘尼となる方法を、以下に詳しく述べる。

15. 兩部僧受具によって比丘尼となる方法

兩部僧受具によって比丘尼となる方法は、まず界⁷⁸の外に比丘尼僧伽を集め、比丘尼となろうとする女人を、その和尚となるべき比丘尼のもとで弟子とさせ、鉢および袈裟について教え、比丘尼僧伽の界から出して遮法について教える。その後、比丘尼僧伽の界に戻して、比丘尼となることを願わせる。遮法についての問いを終えたならば、比丘尼僧伽が白四羯磨によって具足戒を与える。そのように、比丘尼僧伽が白四羯磨によって具足戒を与えることは、『律藏』小品（Cs: pp.463-466/ PTS: pp.271-274）に詳説されている。

そのように比丘尼僧伽が具足戒を与えた日、その単部僧受具の比丘尼を比丘僧伽のもとに連れて行って礼拝させ、「大徳らよ、私何某は、この和尚何某の弟子であります。比丘尼僧伽から遮法を問われ、比丘尼僧伽単部に従って聖なる比丘尼となりました。今、大徳らに従って聖なる比丘尼となることを願います。大徳らよ、私を受け入れて比丘尼として下さい」と、三回請い願わなければならない。その願いにより、比丘僧伽は白四羯磨によって、再び具足戒を与え

⁷⁶ anujānāmi bhikkhave upasampādentiyā catuvīsati antrāyike dhamme pucchituṃ.

⁷⁷ anujānāmi bhikkhave ekatoupasampannāya bhikkhunisamghe visuddhāya bhikkhusamghe upasampādetuṃ.

⁷⁸ sīmā. 境界。比丘・比丘尼が律の諸規定を遵守するために必要な、土地・建物など事前に定めた一定の範囲。例えば授戒を執行する際には一般に、普段生活する界とは異なる小界を設定するが、これを特に戒壇と称する。

なければならない。具足戒を与えたならば、比丘尼となった年齢・時季⁷⁹・月⁸⁰・日・時間などを教えて、三種の依⁸¹と八種の為すべきでない事柄⁸²を教えるために（新たに比丘尼となる者を）比丘尼僧伽に戻す。そのように比丘僧伽が再び具足戒を与えるべきことは、『律蔵』小品（Cs: pp.466-467/ PTS: pp.274-275）に詳しく説かれている。

以上が、両部僧受具によって比丘尼となる方法の概略である。

『律蔵』小品（Cs: pp.450-467 / PTS: pp.260-275）

釈女五百人が比丘尼となって以降、女人が比丘尼となることを希望するならば、この両部僧受具の方法に従って、まず比丘尼僧伽に従って白四羯磨によって具足戒を受けてから、比丘僧伽に従って白四羯磨によって再び具足戒を受けるという古法が明確となった。

16. 比丘尼の種類

そのように、女人が釈尊の教えのもとで比丘尼となることを、釈尊が許可された時から、その教えに従った全ての比丘尼達には、

1. 釈尊から具足戒を受けて出家した比丘尼（*Satthuladdhūpasampadā*）
2. 僧伽から具足戒を受けて出家した比丘尼（*Samghatoladdhūpasampadā*）

との二種があった。以上の二種の中、

- (1) 八重法を受けて出家した養母マハーパジャーパティ・ゴータミーは、釈尊から具足戒を受けたため、釈尊から具足戒を受けて出家した比丘尼である。

⁷⁹ utu.

⁸⁰ pakkha.

⁸¹ nissaya. 比丘尼としての基本的な生活指針。乞食・糞掃衣・陳棄棄。比丘の場合、これに樹下坐臥を加えた四依であるけれども、比丘尼の場合は女性であって危険であることから樹下坐臥を除く三依がその生活指針となる。

⁸² akaraṇīya. 波羅夷（*pārājika*）に同じ。比丘尼の場合、比丘の四波羅夷に加えて不共の四波羅夷があって八波羅夷が説かれる。すなわち、淫・盗・殺・妄の四波羅夷に、摩触（欲情している男性に対し、自身も欲情をもって首より下、膝より上を触れること）・覆藏他罪（他の比丘尼が波羅夷罪を犯したことを知りながらそれを隠し、僧伽に対して知らせないこと）・隨被挙人（僧伽から一時的に追放され共住が許されていない比丘に従い、それを僧伽から三度まで警告されたにも関わらず聞き入れないこと）・八事成犯（自身に欲情があって、欲心ある男性から①手を取られることを楽しみ・②衣の角を取られることを楽しみ、その男性と③共に立ち・④共に語り・⑤共に約束して行き、その男性が⑥来ることを楽しみ・⑦人目につかない場所で共にあり、その男性に⑧身体を近づけることの八種の行為全てを行うこと）を加えたもの。

- (2) 養母マハーパジャーパティ・ゴータミー以外の全ての比丘尼達は、僧伽から具足戒を受けたため、僧伽から具足戒を受けて出家した比丘尼である。

その僧伽から具足戒を受けて出家した比丘尼の中にも、

- ① 単部僧受具の比丘尼
- ② 両部僧受具の比丘尼

との二種がある。その二種の中、

- ① マハーパジャーパティ・ゴータミーと共に宮殿を出た釈女五百人は、比丘僧伽単部によって具足戒を受けたため、単部僧受具の比丘尼である。
- ② その釈女五百人の比丘尼以外の比丘尼達は、比丘僧伽・比丘尼僧伽の二部によって具足戒を受けたため、両部僧受具の比丘尼である。

以上により、*Sārattha*, Vol.III, pp.111-112 には、

全ての比丘尼達には、釈尊から具足戒を受けた比丘尼と僧伽から具足戒を受けた比丘尼との二種がある。より詳しく言えば、重法を受けて比丘尼となったマハーパジャーパティ・ゴータミーは、釈尊から具足戒を受けたため釈尊から具足戒を受けて出家した比丘尼である。マハーパジャーパティ・ゴータミー以外の全ての比丘尼達は、僧伽から具足戒を受けた比丘尼であるから僧伽から具足戒を受けて出家した比丘尼である。その僧伽から具足戒を受けた比丘尼達にも、比丘僧伽単部によって具足戒を受けた比丘尼達と、比丘僧伽・比丘尼僧伽二部によって具足戒を受けた比丘尼達との二種がある。その二種の中にも、養母マハーパジャーパティ・ゴータミーと共に宮殿を出た釈女五百人の比丘尼達は、比丘僧伽単部だけによって具足戒を受けたため単部僧受具である。「養母マハーパジャーパティ・ゴータミーと共に宮殿を出た釈女五百人の比丘尼達」以外（の比丘尼達）は、（比丘・比丘尼）両僧伽によって具足戒を受けたため、両部僧受具である。⁸³

⁸³ sabbā bhikkhuniyo satthuladdhūpasampadā, saṅghato laddhūpasampadāni duvidhā, garudhammapaṭiggahaṇena hi laddhūpasampada mahāpajāpatigotamī satthusantikāpa laddhūpasampadattā satthuladdhūpasampadā nāma, sesā sabbāpi saṅghato laddhūpasampadā, tāpi ekato upasampannā, ubhatoupasampannāni duvidhā, tathā yā tā mahāpajāpatigotamiyā saddhiṃ nikkhantā pañcasatā sāmiyāniyo, tā ekatoupasampannā bhikkhusaṅghato eva laddhūpasampadattā, itarā ubhato upasampannā ubhato saṅghe upasampannattā.

ミャンマー国家僧統委員会編『比丘尼についての裁定資料』（サッチャー）

と説かれている。

（以下、後篇）

略号と参考文献

略号

Cs:	Chaṭṭhasaṅgīti edition.
PTS:	Pāli Text Society.
Sārattha:	Sāratthadīpanī-ṭīkā
T:	大正新脩大藏經
Vajira:	Vajirabuddhi-ṭīkā
Vimati:	Vimativinodanī-ṭīkā

一次資料

Aṅguttara Pāli, Vol.III: Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1958.

Cūḷavagga Pāli, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1958.

Coliyakassapattthera, Bhaddanta, *Vimativinodanī Ṭīkā*, Vol.II, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1960.

Mahāvagga (Dīghanikāya) Pāli, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1999.

Mahāvamsa Pāli, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1956.

Mahābuddhaghosa, Bhaddanta, *Samyutta Nidānavaggakhandavagga Aṭṭhakathā* Volume I, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1978.

Mahābuddhaghosa, Bhaddanta, *Mahāvagga Aṭṭhakathā* (suttanta), Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1995.

Mahābuddhaghosa, Bhaddanta, *Sammohavinodanī Aṭṭhakathā*, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1957.

Mūlapaṇṇāsa Pāli, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1956.

Vajirabuddhitthera, Bhaddanta, *Vajirabuddhi Ṭīkā*, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1960.

Vinbhanga Pāli, Chaṭṭhasaṅgīti Edition, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1956.

ミャンマー国家僧統委員会編『比丘尼についての裁定資料』（サッチャー）

二次資料

Ādiccavaṃsa, Ashin, *Bhikkhunī Tharthanopadetha*, Yangon: Myanmar Gone Yi Press, 1935.

Bhikkhu Anālayo, *The Cullavagga on Bhikkhuni Ordination*, Journal of Buddhist Ethics, Volume 22, 2015.

Kyee Thae Lay Htat, Sayadaw, *Mahāwin Watthu*, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 2001.

Sayādaw, Phayagyi, *Pācitrādiyojanā*, Myanmar, Buddha Religious Group Press, 1972.

Thanga Aseeaway Pwe Gyi, Gine Paung Sone, *Thanga Aphaweesee Achegan Seemyin*, Yangon: Myanmar, Ministry of Religious Affairs Press, 1985.

佐藤密雄

[1993]『原始仏教教団の研究』（第三章 比丘の入団と依止）山喜房佛書林.

平川彰

[1998]『比丘尼律の研究』、平川彰著作集第13巻、春秋社.

森章司・本澤綱夫

[2010]「*Mahāpajāpatī Gotamī*の生涯と比丘尼サンガの形成」『原始仏教聖典資料による釈尊伝の研究』論文10.中央学術研究所紀要.

（キーワード）*Bhikkhunīwinissaya Sardan*、Thitsawardi、八重法、比丘尼僧伽

（博士後期課程）